

公示送達（令和８年岡中税第９７号）

別紙記載の者に係る書類について、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び岡山市市税条例（昭和２５年市条例第４７号）第１０条の規定により、公示送達をする。

なお該当書類は中区市税事務所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月１０日

岡山市長　大　森　雅　夫

中区
令和 8 年度

公示送達対象者一覧

No.	氏名・名称
1	西日本開発事業協同組合
2	有限会社 フジ屋商事
3	有限会社 サンクスホーム
4	ツネナガ コウジ
5	有限会社大也地所
6	八尾 キミ子
7	株式会社 M2 工房
8	平賀 マサヨ
9	森下 佳憲
10	阿部 和美
11	有限会社 環境プロジェクト二十一
12	前田 昇平
13	谷 龍太郎
14	牧野 寿吉
15	劉 文涛 外 1 名
16	有限会社 リトルカンパニー
17	合田 ハツミ
18	菊地 貞吉 外 6 3 名
19	株式会社 滝本組
20	岡本 達
21	光岡 忠吉
22	トミヨシ コウセイ
23	三宅 翔
24	中山 浩史 外*
25	有限会社 晴海産業
26	有限会社 サンライト商事
27	全日本自由 労働組合
28	ナス イクヤ

中区

令和 8 年度

公示送達対象者一覽

[illegible]